平成２４年（フ）第１０５号
長崎県佐世保市日宇町970―１　フローラル南部304号、旧住所長崎県佐世保市木風町699番地２
債務者　宮崎　健一
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
長崎県佐世保市原分町318番地　丸田アパート102号、旧住所長崎県佐世保市中通町19番地１
債務者　烏山ミチ子
１　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
静岡市清水区長崎南町３番59号
債務者　丹羽あや音
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１号
長崎県佐世保市棚方町382番地　Ｃ棟304号
債務者　池田加代子
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
北海道帯広市南町東１条３丁目25番地
債務者　斧木　治樹
１　決定年月日時　平成24年７月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
北海道広尾郡広尾町並木通西２丁目38番地
債務者　横山　美奈
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
沖縄県うるま市石川東恩納956番地４　スカイブルー204
債務者　中野さおり（旧姓下藪）
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１２５号
沖縄県うるま市石川２丁目10番18号
債務者　伊波　恵子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３０号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目10番５―101号　県営比屋根団地
債務者　仲村　樹春
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３１号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目10番５―101号　県営比屋根団地
債務者　仲村まゆみ
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３９号
沖縄県中頭郡中城村字当間752番地３
債務者　翁長　志乃
１　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３４５号
静岡市葵区川合２丁目10番７―204号、旧住所静岡市葵区瀬名３丁目13番25号
債務者　細澤まさ子
１　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１号
島根県邑智郡美郷町粕渕453番地26　粕渕住宅６号、前住所島根県邑智郡美郷町千原467番地１
債務者　山岡　保徳
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２５号
島根県江津市都野津町2283番地１
債務者　小川　昌子
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１４１５号
横浜市鶴見区岸谷４丁目24番８号　第二南荘202
債務者　松田　孝良
１　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部